

松 浦

商工会議所NEWS

令和5年1月31日発行

第55号

発行:松浦商工会議所
長崎県松浦市志佐町浦免1807
TEL 0956-72-2151
FAX 0956-72-0199

今号の主な内容

- ・年頭所感
- ・確定申告（所得税・消費税）のお知らせ
- ・インボイス特集
- ・長崎県特定最低賃金のお知らせ
- ・会員交流新年会を3年ぶりに開催
- ・新入会員紹介
- ・新しい情報をタイムリーにお伝えします
- ・補助金・融資等の支援情報
- ・部会コーナー
- ・支部活動報告
- ・YEGコーナー
- ・女性会コーナー
- ・労政協コーナー
- ・法律コラム

年頭所感



会 頭
稲 沢 文 員
(株式会社稲沢鐵工)

新年あけましておめでとうございます。令和5年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

皆様ご承知の通り昨年、日本のみならず全世界が大変な試練の年でした。わが国の賃金、生産性は過去20年以上にわたり横ばいの停滞が続き、他の先進国に比べ相対的に競争力は鈍化しています。さらに2019年の終盤ころから猛威を振るう始めた新型コロナウイルスの蔓延やウクライナへのロシアの軍事侵攻等による流通停滞、世界的なインフレによる経済的な環境の変化が次々と押し寄せきわめて予測困難な状態が続いています。

人口減少や少子高齢化による人材不足、アメリカ等急激なインフレ対策による円通貨下落、資材輸入品の高騰、エネルギー価格上昇、急激なデジタル化社会の変化に生産が追い付かない半導体不足などによる部品調達の停滞、さらには日本を取り巻く軍事的な脅威などの課題が山積しています。このような環境の変革に対し、我々地方の中小事業者は、これらの課題に対してどのような対策を講じていくのか、極めて重要な局面を迎えていると認識しています。このような状態が続くと各事業者の努力だけではカバーしきれず、やがて大きな渦潮に呑み込まれる様となり、あらゆる種において、大変厳しい経営状況に直面する事になります。感染拡大の警戒しながら、経済活動を進める方向に舵をきり、新しい生活様式という形でリモートワークなどのデジタル化や、店舗販売からインターネット通販へ、製造現場も自動化やロボット化が加速、様々なサービスが大きく変化する時代となり、新しい企業価値創造のためのDXを推進し、改善改革の流れを模索し始め、成長軌道を再構築する重要な期間となりました。これを機

に長年の停滞から成長への好機と捉え我々経営者が積極的に行動を起こしていきたいと思えます。

昨年の当所職員の業務としては、コロナ過の会員支援として、前年に続き事業継続に向けたあらゆる支援金や給付金の申請手続きについてのサポート、また各種補助金申請の手続き等、会員様に寄り添い、親身になって対応して参りました。その他にも、市の商品券販売換金業務や県の認証店申請支援など、地域の皆様のお役に立てる事業も、役員一同、積極的に取り組みました。

当会議所の組織運営においては、昨年10月31日の臨時議員総会におきまして、長年の懸案事項でありました常議員と議員の数が22年振りに定数に達しました。ご就任いただきました議員の皆様には、心よりお礼を申し上げます。

また、部会活動も各部の役員を中心に活性化に事業を開催していただき、会議所の活性化に大きく寄与していただきました。また女性会の「県連女性会松浦大会」やYEGの「第五回松浦こども博」が盛大に開催されるなど、会員事業者の皆様が積極的に会議所事業に参加され、活躍頂いている組織環境は、私自身も就任時からの会議所改革の念願の一つでありましたので、非常に嬉しく、会員の皆様のご協力に深く感謝申し上げます。

さて、現在の当地域には、寡占化に向かう松浦中心市街地の再生や人材不足、後継者不足などいくつかの課題があります。そこで、多様性を受入れ、成長性へとつなげていく学びと行動、新たなDXの取組実践、スタートアップ、事業継承・再構築など松浦のイノベーション創出・付加価値拡大などの取組を強化していく考えであります。その他、地域特性を生かした、産業観光への取組（鷹島神崎遺跡の活用による地域活性化支援）や特産品開発など、未来の松浦の為に、知恵を出し合い多角的視点で元氣ある地域、主体である街づくりをチャレンジして行く年に行きたいと思えます。

結びに、松浦商工会議所は会員事業者の皆様と一緒に地域とともに、志をもってその役目に邁進して参る所存であります。会員皆様の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。令和5年が飛躍の年でありませうように祈念申し上げます。

(2023年1月吉日)

事業主の皆様へ (確定申告の件)

当所で確定申告書作成支援（個人事業のみ）をご希望の方は**3月6日(月)**までにご相談ください。特に消費税申告の方はお早めのご連絡をお願いします。

※納付期限

納期等の区分	法定納付期限 (納付書利用)	口座振替利用
令和4年分 所得税納付	令和5年3月15日(水)	令和5年4月24日(月)
令和4年分 所得税延納	令和5年5月31日(水)	令和5年5月31日(水)
令和4年分 消費税納付	令和5年3月31日(金)	令和5年4月27日(木)

口座振替利用は税務署への事前手続きが必要です。

○確定申告をする必要がある方の準備書類

●事業所得や農業所得、不動産所得のある人

- 売上・各経費の集計(青色申告の方は月毎に集計)
- 生命保険・損害保険・小規模企業共済・国民年金の控除証明書
- 国民健康保険税・介護保険料の1年間に支払った証明書(市役所にて発行)
- 医療控除→1年間に支払った領収書を用意し合計する
- 扶養控除→配偶者やお子さん等のお名前・生年月日・マイナンバー
- 住宅取得等特別控除

●給料のある人で、次の方などは申告する必要があります

- 給与の源泉徴収票をご準備下さい
 - ・給与の収入金額が2,000万円を超える人
 - ・給与を1ヶ所から受けている人で、給与及び退職給与以外の所得合計が20万円を超える人
 - ・給与を2ヶ所以上から受けている人
 - ・前年中に支払った医療費が10万円を超えている人(医療費控除)
 - ・前年中に借入をして住宅を購入した人(住宅取得特別控除)

○確定申告における留意事項

- ①松浦商工会議所での代理確定申告は、全て顧問税理士の電子署名により、e-tax(インターネット送信による確定申告)を利用し行って

います。

- ②当所では電子申告を行っております。よって税務署受付印の代わりとしてe-tax受付票(税務署からの受付メール)を当所にて保管しております。

○注意

事業に関する補助金は課税対象(雑収入、消費税は非課税)となります。

本年10月より インボイス制度スタート ～3月までに申請をお願いします～

消費税の納税対象でないからと、自社は対象外と思いませんか? 現在、消費税を申告していない方でも対象となる可能性があり、自社の取引に影響が大きくでてくる事が考えられます。まずは、制度の概要と自社が対象となるかなど当所へご相談ください!

■インボイス制度とは

「インボイス」は通称ですが、正式な名称は「適格請求書等保存方式」です。消費税に関連する制度です。

「適格請求書」というのは、消費税の税率や税額を正しく区分して記載した請求書のことです。海外では、請求書のことを「Invoice」とよく表現しますが、これを日本語読みして「インボイス」と呼んでいます。

2023年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始され、適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られます。この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

知っていますか? 自分の最低賃金 働くすべての人と暮らすためのルールだよ!

長崎県最低賃金 853円
令和4年10月8日 発効

特定最低賃金

はん用機械器具、生産用機械器具 製造業 令和5年12月7日発効	875円
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具 製造業 令和3年12月29日発効	864円
船舶製造・修理業、船用機関 製造業 令和5年11月29日発効	875円

厚生労働省 長崎労働局 賃金室 ☎095-801-0033



3年ぶりに 会員交流新年会を開催

1月5日（木）松浦シティホテルにて、全会員による新年会が盛会に開催されました。当日は多数のご来賓と会員の皆様にご出席いただき、会員同士や役員との交流ができ、参加された方々から、非常に良かったというお声を多くいただきました。

参加者数 総勢100名



松浦商工会議所からの 新しい情報をタイムリーにお伝えいたします

松浦商工会議所では、いち早く会員の皆様に、有益な情報をお届けするため、この度松浦商工会議所フェイスブックページとLINE公式アカウントを作成しました。

新型コロナウイルスへの支援情報や各種補助金情報などタイムリーに情報をお届けしたいと考えておりますので、ぜひご登録くださいますようお願い申し上げます。**本取り組みは、通常の郵送案内や会報によるご案内を止めるものではありません。**旬な情報をいち早くお伝えする目的で実施するものです。



フェイスブックに情報アップ



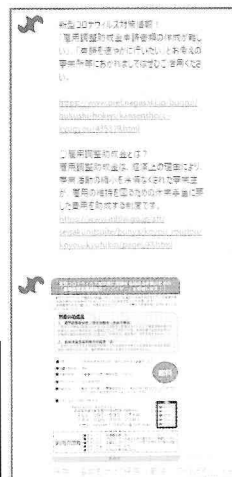
@matsuura4209



<https://lin.ee/glgeVL>



LINE にメッセージが届きます



どんな情報がアップされるの？

Ans.

- ①補助金情報（持続化補助金やものづくり補助金、市の補助金、県の補助金などなど）
- ②新型コロナウイルスに関する各種支援情報
- ③イベント、セミナー等の情報などを不定期に掲載していきます

★★新会員紹介★★

ご入会ありがとうございました
事業発展をご祈念申し上げます。

事業所名称	氏名	地区	業種
MIKIDO SWEETS CO.	前田 美樹	星鹿町	焼き菓子 スタンドカフェ
ROOTSキッチン	松本さよ子	志佐町	惣菜、弁当 ドリンク販売

Expert Bank

企業の本質と進化のカタチ

長崎エキスパートバンク

会社が抱える問題・課題を各専門家が無償で相談に応じます！

エキスパートバンクの特徴

企業秘密厳守！ 利用料無料！

- 専門家への謝金・旅費はエキスパートバンクが全額負担します！
- 長崎県内の中小事業者、創業を予定する方が対象
- 中小企業診断士 税理士 弁護士 社会保険労務士といった経験豊富な専門家が直接、具体的な実践的なアドバイスをいたします。

例えばこんな時、エキスパートバンクはお役に立ちます！

- 経営内容を見直し、今後の事業計画を作成したい！
売上アップにつながる効果的な販路開拓がしたい！
- 税務・労務に関する相談がしたい！
効果的なホームページ作成について知りたい！
- 経営不振で借入金返済の自覚が立たない！
融資予定、創業計画作成にあたって、事業の採算性等のアドバイスがほしい！

ご利用の手順

- 1 中小事業者等
経営上の悩み課題を
商工会等から相談
- 2 商工会議所
専門家と日程調整
相談予約
- 3 専門家派遣
各専門家による
個別の、業種別の
アドバイス
- 4 問題解決へ

小規模企業共済に加入していますか？

安心 安全 国がつくった経営者のための退職金制度です。

こんな制度です…

- 昭和40年に「小規模企業共済法」に基づき発足して以来、順調に普及
- 加入者数は133万人、運用資産は約9兆円（H29.3現在）
- 共済金支給額の平均は1,082万円/人、支給総額は約5,100億円（H28年度実績）

加入対象者 制度に加入できる方は、個人事業主・共同経営者・会社役員で、雇用されている従業員（正規雇用）数によって判断されます。

小売・卸売・サービス業等
旅館・娯楽業は除く
従業員 5人以下の企業

農林漁業・製造業・建設業
運送業・旅館業・娯楽業等
従業員 20人以下の企業

※ 従業員とは、個人事業主や会社役員、共同経営者（2人まで）及び家族従業員、パート従業員、アルバイト従業員などの雇用に期間を定めて雇い入れている者を除いた、正社員として雇用されている方をいいます。

小規模企業共済のお得ポイント

ポイント1 掛金は、全額所得控除
掛金は月額1,000円から7万円の範囲（500円単位）で自由に選べます。
払い込んだ掛金は、全部が「小規模企業共済等掛金控除」として所得控除の対象となります。
(確定申告書の「小規模企業共済等掛金控除」にご記入ください)

ポイント2 受取時も 税制メリット
● 共済金は、廃業や退職時のほか、65歳以上で180か月以上掛金を納付した方も受け取ることができます。
● 受け取りは、「一括」「分割」「一括と分割の併用」がある一方税制のメリットがあります。
一括受取 → 退職所得扱い
分割受取 → 公的年金等の雑所得扱い

ポイント3 資金に困ったら…
事業資金に困った場合、掛金納付月数により、掛金の7割～9割の範囲内で貸付制度がご利用できます。
貸付利率 → 貸付利率 年1.5%

部会コーナー

流通部会

「商品力を上げるブランディングセミナー」を開催しました。

令和4年11月21日（月）に、(株)パズブランニング代表取締役の松尾聡子様を講師にお迎えし、佐賀県唐津市加唐島（椿の島）の魅力を見つけ、椿油を使った化粧品の開発など、起業家としての取り組みをご紹介します。

（セミナー参加者40名）



タウンビルダー部会

「親子でDIY」を開催しました

令和4年12月11日（日）に開催されました「第5回松浦子ども博」に部会事業として役員7名が参加し、「建設廃材を使用した親子でDIY」を実施しました。塩ビ管を使ったランタンや壁紙を使った貼り絵、廃材を使用した花鉢などの作品制作のお手伝いをしました。

部会ブースには、約30組の親子が参加され、趣向を凝らした作品にチャレンジされました。



ものづくり部会

令和4年12月11日（日）に開催されました「第5回松浦子ども博」に部会事業として、役員4名が参加し、カレーライスの販売を行いました。

当日は、部会役員のご家族にもご協力いただきましたが、用意していた200食分が12時30分には売り切れとなり、盛況のうちに終わることができました。

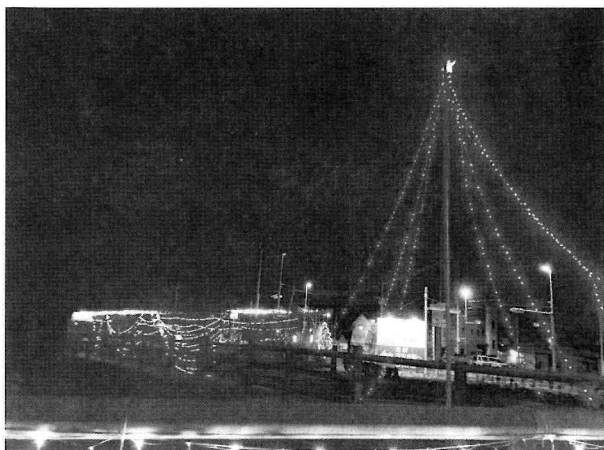


支部活動報告

今福大川広場でイルミネーションを点灯 (今福支部)

松浦商工会議所今福支部は、今福大川広場においてイルミネーションの点灯を行いました。

広場一帯にイルミネーションが張り巡らされ、今福町に明るさと活気を与えました。今年で6度目の設置でした。



第8回志佐町まちゼミを開催

志佐商工振興会まちゼミ実行委員会（委員長 辻田直太郎）では、昨年11月から約1か月間にわたり、21講座（15店舗、3団体）による第8回志佐町まちゼミが開催された。

まちゼミとは、商店主が講師となって、専門知識やプロならではのコツを無料で提供する少人数制のゼミである。お店の特徴・店主のこだわりや人柄を知ってもらい、お客様と信頼関係を築くことを目的として行われている。現在では全国で約400を超える商店街が取り組む事業へと拡大している。

園芸店による寄せ植え方法やピザ店による世界のチーズの食べ比べなどなど、ユニークな講座に約150名が受講した。

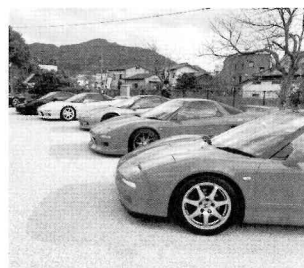
志佐商工振興会の山本会長は、「商店街活性化のイベントとしてはまちゼミが一番適している。今後も参加店舗をもっと増やし、多くのお客様とつながりを持てるように展開したい」と語られた。

YEGコーナー

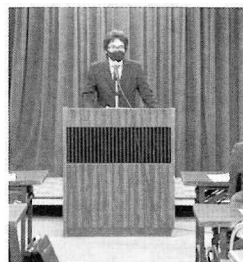
松浦子ども博が3年ぶりに 開催されました

令和4年12月11日(日)に松浦商工会議所青年部が主催する松浦子ども博が松浦市文化会館で開催されました。当イベントは松浦市の未来を担う子供達に、地元企業の仕事を体験してもらう事で、郷土愛や将来の夢を育む機会を創造するとともに、楽しみながら地域産業に対する関心と理解を深めてもらうことを目的に開催されました。

当日は地元の企業にご協力いただき、それぞれに趣向を凝らした体験ブースを設けていただきました。また、スーパーカーやその他の車両の展示、調川港における海上自衛隊、海上保安署による水中処分母船、巡視艇の展示、ダンス披露が行なわれました。来場者は2,400名を記録し、会場は大いに盛り上がりました。



吉原 智則氏が 令和5年度会長に選任



当所青年部の定例総会が12月14日(水)に開催され、令和5年度の会長として吉原智則氏が選任されました。吉原次年度会長は令和5年度のスローガンを「『つながり』～円環を築こう!! 中心に私たち(松浦YEG)がいる～」とし、知恵を出し合い会員相互で手法を見直し、順応して乗り越えていかなければならない、そこで得られた変化やアイデアを地域社会という実践に活かしていく時だと思いません、と表明されました。

女性会コーナー

第56回長崎県商工会議所 女性会連合会・松浦大会開催

令和4年11月9日（水）に第56回長崎県商工会議所女性会連合会・松浦大会を松浦市文化会館にて開催しました。

コロナ禍で2年間は各地よりオンライン参加で、現地開催としては約3年ぶりとなります。当初、集合形式の実施で参加者が集まるか懸念されていましたが、前回大会（第49回松浦大会）より多くの参加者で賑わいました。松浦商工会議所女性会は、谷口玲子会長を含め総勢20名と少人数での参加ではありましたが、その分、各自の責任感がさらに強くなり、一人一人がおもてなしの心を常

に意識し、参加者を迎えることができ、会員相互の絆がより深まりました。

記念講演では、落語家の三遊亭圓歌氏を招聘。「人生一席断」をテーマに、コロナ禍で沈んだ気持ちを奮い立たせるような、明日への活力となる講演をいただき、「前向きでいること」「笑顔でいること」など明るく元気に生きるヒントを得られました。

その他の成果としては、女性会会員事業所より出店を募り、大会参加者に向けた土産品販売コーナーを設置しました。また、アジフライの聖地として、参加者に松浦産の新鮮なアジを使ったアジフライを振舞ったり、地元事業所によるアジフライの販売も行いました。これにより、松浦特産品の紹介ができ、各店の売上アップ、松浦市のPRの場に繋がりました。



労政協コーナー

第35回勤労者の祭典を開催

令和4年11月6日（日）松浦市文化会館において松浦市商工業労政推進協議会による「第35回勤労者の祭典」が開催されました。この祭典では、会員企業より推薦された従業員9名の方を勤続年数に応じて表彰式を行い、ご来賓の方々からの祝辞の後、被表彰者を代表され、(株)ニッチツ機械本部 川本 博さんが謝辞を述べられました。

表彰式の後、3年ぶりの開催となりました「職場対抗ソフトバレーボール大会」が6チームにより競技が行われたあと、「お楽しみ抽選会」も行われました。

被表彰者名簿、ソフトバレーボール大会成績は以下の通りです。



優良従業員表彰を受賞された方々

※順不同、敬称略

表彰基準	事業所名	被表彰者氏名	表彰基準	事業所名	被表彰者氏名
勤続20年以上	(株)エミネントスラックス	白石 雅子	勤続20年以上	相浦缶詰(株)松浦工場	朝永 恵子
勤続20年以上	(株)ニッチツ機械本部	川本 博	勤続15年以上	松浦衛生(株)	東 純一
勤続20年以上	日本遠洋旋網漁業協同組合	谷川 秀人	勤続15年以上	(社福)梶の葉会 今福こども園	樋口たつ子
勤続20年以上	中興化成工業(株)松浦工場	前田 誠	勤続5年以上	コスモ開発(株)	永田 政春
勤続20年以上	J-POWERジェネレーションサービス(株)松浦火力運営事業所	増田 清隆			

ソフトバレーボール大会成績

- 優勝：住商エアバッグ・システムズ(株) チーム
準優勝：九州電力(株)松浦発電所 チーム
3位：J-POWERジェネレーションサービス(株)
松浦火力運営事業所 チーム



優勝：住商エアバッグ・システムズ(株) チーム

企業対抗ボウリング大会を 3年ぶりに開催

令和4年12月7日(水)伊万里ラッキーボウルにて「第33回労政協ボウリング大会」が3年ぶりに開催されました。松浦市商工業労政推進協議会(会長 山川利彦)に所属される事業所の従業員皆様方の健康増進並びに集団相互の交流を深めることを目的として開催しております。今大会は15チーム45名の参加でした。

大会結果は下記の通りとなります。

《チーム対抗戦》

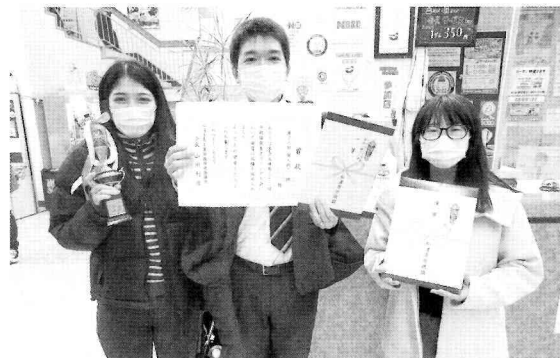
- 優勝 ボウリングガールズ チーム (株)十八親和銀行松浦支店・松浦中央支店
準優勝 九電 松浦発電所 チーム
(九州電力(株)松浦発電所)
第3位 NKK チーム (西九州共同港湾(株))

《個人戦 男性の部》

- 優勝 蓑毛 宏樹 (株)十八親和銀行松浦支店・松浦中央支店
準優勝 内野 伸幸 (西九州共同港湾(株))

《個人戦 女性の部》

- 優勝 岡崎須奈子代 (株)エミネントスラックス
準優勝 道下 春希 (株)十八親和銀行松浦支店・松浦中央支店



団体優勝：ボウリングガールズチーム
(株)十八親和銀行松浦支店・松浦中央支店

長崎県 産業労働部 経営支援課 事業承継支援事業のお知らせ

【事業承継税制】

国では、中小企業者の早期の事業承継を後押しするため、株式や事業用資産の承継に係る相続税・贈与税の納税を猶予する事業承継税制に関し、「特例措置」、「個人版事業承継税制」を創設しています。

上記の優遇税制を利用するためには申請の期限(※)がありますので、関心がある方は、事業承継計画策定や認定申請等への早めの着手をお願いします。

※特例承継計画の提出期限(提出先：長崎県経営支援課)

令和6年3月31日

問い合わせ先

長崎県産業労働部 経営支援課 (TEL：095-895-2651)

長崎県経営支援課 事業承継

検索



働くみんなに、
大きな安心。

中退共は、60年で110万社以上の中小企業に
ご利用いただいている国の退職金制度です。

中退共 小企業退職金共済制度

安心

国の退職金制度

新規加入や掛金を増額する場合、
掛金の一部を国が助成します。

有利

掛金は全額非課税

手数料もかかりません。

簡単

外部積立型で管理も簡単

納付状況や退職金試算額を
事業主さんにお知らせします。



詳しくはホームページをご覧ください。

中退共

検索



(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

法律相談コラム

◇靈感商法被害の問題とは?◇

Q 最近、宗教団体などによる靈感商法被害の問題が注目されています。

靈感商法とは何でしょうか?法律ではどのように扱われていますか?

A 広い意味での靈感商法は、宗教や超自然的・超人間の本質の存在(例えば先祖の因縁とか水子の霊)を名目に、無理に献金を行わせたり、物品を購入させる商法を指します。

靈感商法の被害を生むのは宗教団体に限りませんが、宗教団体の場合は宗教活動との境界が問題になります。信教の自由は憲法で保障された権利だからです。

現在の法令及び裁判例では、靈感商法に対する対応として、(1)消費者契約法に基づく取消権、(2)民法に基づく損害賠償請求権、があります。どちらも、靈感商法のうち一定の要件に該当するものが対象で、広い意味での靈感商法全体をカバーしているわけではありません。また、被害者本人が法的対応を求める判断をすることが必要です。このことが、靈感商法被害の議論の背景となっています。

消費者契約法では、

- ①事業者が消費者に対し消費者契約の締結を勧誘する際に、
- ②当該消費者に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、そのままでは当該消費者に重大な不利益を与える事態が生ずる旨を示してその不安をあおり、当該消費者契約を締結することにより確実にその重大な不利益を回避することができる旨を告げ、
- ③それにより消費者が困惑して、当該消費者契約の申込みまたは承諾をした

という条件に該当する場合は、契約を取り消すことができます(消費者契約法4条3項6号)。「そのままでは重大な不利益が生じる」や「確実にその重大な不利益

を回避することができる」という点で、広い意味での靈感商法より範囲が狭いですね。

これまでの裁判例では、宗教団体が宗教活動名目で行う活動であっても、社会通念上正当な宗教活動の範囲を逸脱していると認められる場合は、違法であり、被害者から損害賠償請求をすることができる、とされています。

- ①宗教団体が、非信者の勧誘・教化する布教行為、信者を各種宗教活動に従事させたり、信者から献金を勧誘する行為は、それらが、社会通念上、正当な目的に基づき、方法、結果が、相当である限り、正当な宗教活動の範囲内であると認められるが、
- ②宗教団体の行う行為が、専ら利益獲得の不当な目的である場合、あるいは
- ③宗教団体であることをことさらに秘して勧誘し、徒らに害悪を告知して、相手方の不安を煽り、困惑させるなどして、相手方の自由意思を制約し、宗教選択の自由を奪い、相手方の財産に比較して不当に高額な財貨を献金させる等、その目的、方法、結果が、社会的に相当な範囲を逸脱している場合、
- ④(②や③の場合には)もはや、正当な行為とは言えず、民法が規定する不法行為との関連において違法である・・・

(広島高裁岡山支部平成12年9月14日判決より)

実際のケースでは、被害者本人が被害を自覚して法的対応を求める決断をするまでの過程が、最大の課題になることも多いです。

靈感商法被害の救済については、現在議論が高まっていて、今後、新たな法整備に至る可能性もあります。私たち司法関係者も、今後の動向に注目しています。

(注)本コラムは、個別の事案についての結論を保証するものではありませんので、具体的な事案について疑問がある場合には必ず専門家にお尋ねください。

〒848-0041 佐賀県伊万里市新天町615-1
弁護士法人いまり法律事務所
弁護士 坪 悠樹【文責】

